

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂等委託業務に係る
企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂等委託業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）（以下「温対法」という。）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき、県内における温室効果ガスの排出抑制（以下「緩和策」という。）及び気候変動による影響を防止・軽減（以下「適応策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（以下「第2次実行計画」という。）」を策定した。

今般、温対法の一部が改正されたほか、国の地球温暖化対策計画の2030年度中期目標が見直しされたことを踏まえ、第2次実行計画の改定を行う。

(3) 委託する業務内容

「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画等改訂等委託業務に係る企画提案仕様書」のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和5年3月27日まで

(5) 予算額

業務委託料として、7,051千円以内（消費税率10%の額を含む。）で企画すること。

ただし、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県の地球温暖化対策に係る動向や自然的特性及び社会的状況を十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者（ただし、共同企業体の代表者を除く構成員についてはその限りではない。また、沖縄県内に支店又

は営業所を設置する者については、支店又は営業所職員が当課との調整等に常時対応できる状況であること。)

なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(13)の要件を満たしていること。

(5) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税の滞納がないこと。

(6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

(10) 過去5年間以内に国又は地方公共団体から環境関連業務の受注実績があること。

(11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(13) 労働関係法令を遵守していること。

(注) ; 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 応募手続き等

(1) 事業に関する質問受付

○質問期限：令和4年4月21日（木）午前12時まで

○方法：質問書により6. 問い合わせ先担当者あて電子メールで行うこととする。

なお件名を「【質問】第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂等委託業務企画提案」

とすること。

また、電子メール後は、電話により受信確認を行うこと。

○回答方法：環境部環境再生課ウェブサイトにて随時掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

○提出期限：令和4年5月2日（月）17時（必着）

○提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
沖縄県環境部環境再生課

○提出方法：上記の提出場所に持参により提出すること

○提出部数：次のア～シの書類を1セットとし、8部提出すること。（1部は原本、残りはコピー可。）

なお、オの「会社概要等」に添付する「①定款（又は寄付行為）」及び「②収支決算書（直近3年間）」については、原本への添付のみ（1部のみ）で差し支えない。

○提出書類等：

ア 企画提案参加表明書【様式1】

イ 企画提案書【様式2】

※ 企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。

※ 企画提案に当たっては、沖縄県環境部環境再生課のウェブサイトで公開している「地球温暖化対策関係」のウェブページ、環境省の示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」、「【参考】第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂等委託業務 実施スケジュール案」（以下「スケジュール案」という。）の内容を踏まえ、効率的・効果的な事業実施を図ること。
なお、スケジュール案は、発注者が現時点で想定する業務の流れを示しているが、企画提案に当たっては、当該スケジュールを変更した上で提案しても差し支えない。

※ 企画提案書の内容は、別添「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改訂等委託業務に係る企画提案仕様書」を踏まえ、次の①から⑤の項目について項目毎に記述すること。（必須）

① 現状認識として、地球温暖化対策や気候変動に係る沖縄県の現状及び課題等について記述すること。

② 第2次実行計画の改定に当たっての基礎調査事項として、次の事項に係る作業方針、作業方法等を記述すること。

ア 計画策定の背景に関する調査・整理に関する事項

イ 関連行政計画等の調査・整理に関する事項

ウ 温室効果ガス排出量及び吸収量の推計に関する事項

③ 削減目標並びに目標達成に向けた施策、ロードマップ及び進捗管理手法について、作業方針、作業方法等を記述すること。

④ 改正後の温対法第21条第3項第5号に基づく施策の実施に関する目標の設定に関する事項について、目標の設定例に加え、設定に当たっての作業方針、作業方法等を記述すること。

⑤ 改正後の温対法第21条第7項に基づく都道府県基準の検討に関する事項について、都道府県基準の設定例に加え、調査の対象とする法令、条例、計画等や調査方法などの作業方針や作業方法等を記述すること。

- ⑥ ①～⑤に関する企業独自提案やPRについて記述すること。
- ウ 令和4年度業務スケジュール【様式3】
- エ 業務遂行体制【様式4】
- ①業務遂行体制図
- ②担当者の役割等
- ③担当者の経歴等
- オ 会社概要等【様式5】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。
- ①定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近3年間）を添付すること
- カ 過去5年間の類似業務等の実績【様式6】
- ※共同企業体の場合は、全社分提出すること。
- キ 見積書【様式7】
- ※積算内訳を添付すること。
- ※積算の費目については、以下の内容とする。
- ①直接人件費
- ②直接経費（上記①及び再委託費を除く）
- ③直接経費（再委託費）
- ④一般管理費（（①+②-③）の10%以内）
- ⑤消費税
- ク 誓約書【様式8】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。
- ケ 県税納税証明書（未納がないことの証明）
- コ 労働保険に加入していることが確認できる書類
- サ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
- シ 社会保険に加入義務がないことについての申告書【様式9】
- （加入義務がない場合）

○主な評価項目：

企画提案書等については主に次の項目により評価する。

- ・本事業に係る現状や課題の理解度
- ・企画提案内容等の具体性、妥当性、実効性、独創性、効率性、経済性
- ・執行体制の充実度

(3) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

(4) 企画提案審査（1次審査）

○提案者数が3者を超える場合には、環境再生課内で1次審査を実施する。

○1次審査通過者（1次審査を実施しない場合は、すべての提案者）に対し、企画提案審査会（2次審査）の詳細【期日、集合時間、場所、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）時間等】について、県から電子メールで連絡する。

○選定結果についての質問や異議申し立ては受け付けない。

(5) 企画提案審査会（2次審査）

ア 日時（予定）：令和4年5月12日（木）（予定）

イ 場所（予定）：沖縄県庁内会議室

ウ プレゼンに関する留意事項

- ① 現時点でのプレゼン時間は、発表 20 分、質疑応答 10 分を予定。
- ② 指定された時間を 10 分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。
- ③ プレゼンに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、企画提案書の内容についてプロジェクターを用いて説明することは可とする）。
- ④ プレゼンに使用するプロジェクター及びPCについては、県で準備する。利用希望者は事前に、6. 問い合わせ先担当者と調整すること。
- ⑤ 最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(6) 決定の通知

審査結果については、すべての提案者に対し環境部環境再生課から通知する。
結果通知は、令和 4 年 5 月中を予定。

(7) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。また、共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

4. 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位以降の企業に業務委託先を変更する場合がある。
- (5) 本企画提案公募の実施中であっても、やむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む疾病による影響その他天災、人災等による影響等）が生じた場合、プレゼンを延期若しくは中止し、又はプレゼンの実施方法を書面審査等に変更する場合がある。

この場合、別途、企画提案者に対して連絡・通知する。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) やむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む疾病による影響その他天災、人災等による影響等）が生じた場合、契約内容を見直すことがある。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- ・部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・担当者：東門、新城
- ・電話：098-866-2064 FAX：098-866-2497
- ・e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15